

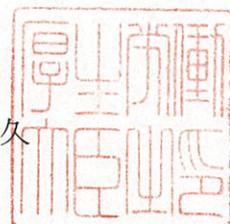
厚生労働省発職 0914 第1号

平成 28 年 9 月 14 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。



雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇四 (略)

五 両立支援等助成金制度の改正

- (一) 介護支援取組助成金を廃止すること。
- (二) 介護離職防止支援助成金を創設し、次のとおり支給するものとする。こと。

仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、その雇用する被保険者について、介護支援計画（介護休業をする被保険者の介護休業の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は仕事と介護の両立に資する勤務制度を利用する被保険者の仕事と介護の両立に資する勤務制度の利用の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る仕事と介護の両立に資する勤務制度を利用

することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。)を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、次のいずれかに該当するものに対して、次に掲げる額を支給するものとする。

イ その雇用する被保険者が、介護休業を一箇月以上又は合計三十日以上取得し復帰した事業主 四  
十万円(中小企業事業主の場合は、六十万円)

ロ その雇用する被保険者が、仕事と介護の両立に資する勤務制度を三箇月以上又は合計九十日以上利用した事業主 二十万円(中小企業事業主の場合は、三十万円)

## 六〇九 (略)

## 第二 その他

一 この省令は、公布の日から施行するものとする。ただし、四については、平成二十八年八月十四日から、七については、平成二十八年八月二十四日から適用する。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。